

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和7年度第2回津市入札等監視委員会
2 開催日時	令和7年8月12日（火） 午前10時から午前11時30分まで
3 開催場所	津市本庁舎 4階庁議室
4 出席した者の氏名	（津市入札等監視委員会委員） 西川源誌、岡島賢治、小川友香、奥島要人、山下謙一郎 （事務局） 総務部長 奥田寛次 総務部次長 脇田 光之 調達契約課長 柿木伸介 調達契約課工事契約担当主幹 伊藤健 調達契約課工事契約担当副主幹 長谷川堅一 調達契約課工事契約担当主事 三島零士 上下水道管理局長 稲垣篤哉 上下水道管理局次長 川出浩也 上下水道管理課長 荒木康 上下水道管理課契約財産担当主幹 服部晃久 上下水道管理課契約財産担当副主幹 井原崇視 下水道施設課長 今井直樹 下水道工務課工事担当主幹 藤原裕次
5 内容	(1) 入札・契約に関する報告について 入札及び契約手続の運用状況 指名停止措置等の運用状況 (2) 入札等監視業務について 入札・契約抽出事案の審議 (3) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	総務部調達契約課工事契約担当 電話番号 059-229-3122 E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

1 入札・契約に関する報告について

(1) 入札及び契約手続の運用状況

(委員)

Q 入札中止となった旧国鉄名松線伊勢奥津駅給水塔保存修繕について、再発注の際、地域を広げ対象業者を増やしたとのことですが、落札した業者は1回目から対象の業者でしたか。

(事務局)

A はい、1回目の入札から対象であった業者が、2回目の入札に参加した状況でございます。

(委員)

Q 随意契約の津市西部クリーンセンター1号炉焼却施設修繕について、落札率が100パーセントとなっています。

金額が大きいため、数パーセントでも落札率が落とせたら、津市の財政負担も減るかと思うのですが、随意契約の場合、価格交渉は行っていないのでしょうか。

(事務局)

A 予算編成の際の参考価格徴取の段階では、価格に対する協議を業者と行っています。その参考見積を参考に設計書を作成したうえで見積徴取を行っていますので、実際の見積徴取の段階では、価格交渉は行っておらず、予定価格の範囲内であれば契約締結しています。

(委員)

Q そうすると、1者随意契約の性質上、高い落札率での応札が考えられるのではないのでしょうか。

(事務局)

A 参考価格徴取の時点から物価高騰等の事情もあるかと思いますが、値上げはせず予定価格の範囲内での応札ですので問題はないと考えております。

(委員)

Q 建築一式工事は土木一式工事に比べて、くじ引きが少ないと認識しておりますが、千里ヶ丘小学校長寿命化改修工事だけくじ引きが8者もあります。

同様の工事はくじ引きが0件だったのに対し、本件だけくじ引きが多いのは、入札方法や積算の仕方で違いがあったのでしょうか。

(事務局)

A 建築一式工事は土木一式工事に比べて、積算参考資料が少なく、最低制限価格が読みにくい状況となっております。そのため、くじ引きが少ないのですが、千里ヶ丘小学校長寿命化改修工事は8者くじ引きがあります。

本件の落札率は、９２パーセントですが、最低制限価格の設定範囲の上限は予定価格の９２パーセントと定めており、予定価格と過去の入札実績から分析し、９２パーセントの最低制限価格になるであろうという推測のもと応札したものと分析しております。

- (2) 指名停止措置等の運用状況
質疑無し

2 入札等監視業務について

入札・契約抽出事案の審議

- (1) 津興橋大規模更新事業に伴う仮橋撤去及び道路改良工事
(委員)

Q 条件付一般競争入札（工事）のうち、他の土木一式工事と比べて本件の入札参加数が少ない理由は。

(事務局)

A 先ほど説明しました入札参加要件を満たす市内本店業者は今回、落札者となった１者のみですが、競争性を確保するために業者の所在地要件を東海三県内本店又は支店等まで広げています。入札参加要件を満たす業者は少なくとも１０９者あり、多数存在します。しかし、今回の案件は金額だけでみると高額な工事になりますが、施工期間が長期に及ぶことや施工条件等を総合的に勘案し、参加を見送られ、結果として市内本店業者１者の参加となったものと考えています。

(委員)

Q 落札者となった日本土建株式会社以外に、津市で要件を満たす業者は何者あったのでしょうか。

(事務局)

A 市内本店の業者では、日本土建株式会社１者です。

(委員)

Q 県内だと何者いますか。

(事務局)

A 市内本店・市内支店を合わせ、県内で４２者です。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。

- (2) 一志町片野地内配水管布設工事
(委員)

Q 本件に限らず配水管の布設工事は、津市では土木一式工事として発注されているかと思いますが、水道施設工事で発注しているところもあった

かと思います。津市では配水管の布設工事を土木一式以外の業種で発注することはありますか。

(事務局)

A 配水管布設工事は地面を掘削して配水管を布設するという工事内容であることから、土木一式工事として発注しております。水道施設工事は国土交通省から「上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事」と示されていることから、本市では浄水場施設等の新設工事や更新工事が水道施設工事に該当するものと考えています。

(委員)

Q 道路下の配水管の布設工事については、津市では水道施設工事に該当しないと考えているということでしょうか。

(事務局)

A 委員のお見込みのとおりです。

(事務局)

A 地中の配水管の工事は土木一式で発注していますが、水道については飲料水ということもあり、通常の土木一式の建設業の許可を有することに加えて、指定給水工事業者であることや講習を受けていることを条件としており、土木一式とは別の配水管工事を発注するための業者名簿を別に作成し、格付を行っています。また、配水管布設工事を水道施設業種で発注している自治体があることは把握していますが、本市としては大規模な上水道施設の築造工事等は水道施設として発注し、配水管工事は水道工事に特化した名簿に登載された市内本店業者を対象に発注し、競争性を確保しています。

(委員)

Q 本件は緊急修繕ということですが、複数の会社と見積りを依頼して、落札業者と契約に至ったのか、落札業者に対してのみ見積徴取を行ったのでしょうか。

(事務局)

A 本件は一志地区で発生した工事ですので、緊急の施工が必要ということもあり、施工現場に近い当該業者に対してのみ見積徴取を行いました。

(委員)

Q 当該近隣業者が緊急の施工が難しいということであれば、次に近隣の業者に対して施工の依頼を行うのでしょうか。

(事務局)

A 委員のお見込みのとおりです。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。

(3) 小向排水機場内遊水地しゅんせつ業務委託

(委員)

Q 本件をしゅんせつ工事ではなくしゅんせつ業務委託として発注されているのはなぜですか。

(事務局)

A しゅんせつ工事は河川や港湾の水底をしゅんせつするものを指しますが、本件は、汚泥の汲み上げになりますのでしゅんせつ工事には該当しないものであると考えますので、しゅんせつ業務委託として発注しています。

(委員)

Q 公告の条件を満たしている業者は何者いますか。

(事務局)

A 少なくとも10者はいることを把握しており、実際の応札者は少なかつたものの、競争可能な業者数は確保できているものと考えます。

(委員)

Q 本件は業務委託ですのでしゅんせつの経営事項審査に計上できないのではないのでしょうか。

(事務局)

A 許可行政庁によって、本件をしゅんせつとして計上されるところと、その他として計上されるところがあるようです。そのため、公告は「当該業務」の完成工事高を有することとしており、本件のような業務委託が「その他」に計上され、しゅんせつの完成工事高が無い業者であっても参加可能となっています。

(委員)

Q しゅんせつ業務委託は以前から応札者が少ない状況が続いているように思いますので、参加者を増やす方法について検討されていますか。

(事務局)

A 過去の類似案件を調べますと、もう少し参加者が多かったときもあります。また、同一の場所を毎年発注している場合、毎年同じ業者が落札している傾向も多くみられました。近年のしゅんせつは、参加可能な業者が10者いるとはいえ、実際の応札者が1者という状況が続いており、事務局としても発注方法の検討が必要だとは認識しています。一方、参加可能業者を市外に広げたとしても業務場所からより遠い市外業者は入札に参加しない可能性もあります。

(委員)

Q 10者のうち、過去に実際に参加したのは何者ぐらいでしょうか。

(事務局)

A 本委員会の対象となるしゅんせつ業務委託の参加者は2～3者ですが、こ

れに参加しない業者であっても、担当課が発注している類似案件には参加している場合もあります。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。